**新たに創業する人や中小企業・小規模企業者を支援します**

**問い合わせ　産業商工課商工振興担当 23-7091**

市内で新たに創業する人や、中小企業・小規模企業の事業拡大費用を支援します。

　いずれも工事発注先や備品購入先は市内業者とし、予算に達した時点で受け付けを終了します。

　詳しい要件など、事前にお問い合わせください。

※市税などの滞納がある場合は申請できません。

**おおさきチャレンジ創業応援補助金**

　市内での新たな創業に必要な店舗改装費や設備費、広報費などを補助します。

**■対象者**

　各地域の商工団体から推薦を受け、市内で新たに創業する人

**■補助額**

**商店街空き店舗活用型**　補助対象経費のうち3分の2以内（限度額100万円）

**UIJターン型**　補助対象経費の3分の2以内（限度額100万円）

**女性・若者創業者**　補助対象経費の3分の2以内（上限50万円）

**一般型**　補助対象経費のうち2分の1以内（限度額１００万円）

**中小企業・小規模企業者持続化事業補助金（販路拡大支援補助）**

　広報費やデザイン開発費など、業務の効率化や販路拡大に必要な費用を補助します。

**■対象者**

　各地域の商工団体またはNPO法人未来産業創造おおさきから推薦を受けた中小企業者・小規模企業者

**■補助額**

　補助対象経費の2分の1以内（限度額20万）

**中小企業・小規模企業者持続化事業補助金（新製品・新技術開発補助金）**

　工業製品の新製品・新技術に必要な費用を援助します。

**■対象者**

　各地域の商工団体またはNPO法人未来産業創造おおさきから推薦を受けた中小企業者・小規模企業者

**■補助額**

　補助対象経費の2分の1以内（限度額50万円）

**中小企業・小規模企業事業施設改修・設備投資促進補助金**

　事業の拡大や生産効率・サービスの向上などを目的とする施設の改修工事、設備の購入費などを補助します。

**■対象者**

　地域の商工団体の会員で、市内で10年以上（設備投資は5年以上）営業実績がある中小企業・小規模企業者

**■補助額**

　補助対象経費の2分の1以内（限度額100万円）

**各補助金の申込先**

**■の補助金**

▼古川商工会議所 24-0055

▼大崎商工会 52-2272

▼玉造商工会 72-0027

**■の補助金**

▼産業商工課企業立地担当　23-7091

**吹付アスベスト分析調査を支援します**

**問い合わせ　建築住宅課住宅計画係　23-8057**

吹付アスベストが施工されたおそれのある建築物の所有者に対し、アスベスト含有量などの調査費用を助成します。

**■補助対象調査**

　吹き付けられた建材のうち、アスベスト含有の有無の定性分析と、含有量の定量分析に要する調査

※申請前に着手した調査費用　は対象になりません。

**■補助金額**

　分析調査に要する経費（1棟あたりの限度額25万円）

**■受付件数**

　先着5件

**■受付期間**

　5月7日～令和2年1月31日

**みやぎ移住ガイドに求人情報を掲載しませんか**

**問い合わせ　政策課元気戦略推進室　23-2129**

市では、移住支援金制度により、法人の採用活動を支援します。移住支援金は、移住者が東京23区などから地方に移住し、地方の法人に就職した人に対して支給するものです。

　人材を探している法人が、求人情報サイト「みやぎ移住ガイド」に求人情報を掲載することで、移住支援金の対象者を採用できます。制度を利用できる法人の要件など、詳しくはお問い合わせください。

**■法人登録のメリット（一部）**

▼求人情報サイトへの無料掲載

▼移住相談窓口「みやぎ移住サポートセンター」相談員が、求職者と法人をマッチング

**■登録方法**

　ウェブサイト「みやぎ移住支援サイト」（http://miyagi-

ijuguide.jp/news/6100）から申請様式をダウンロードし、5月17日まで政策課元気戦略推進室に申し込み

**大崎市消防団の新入団員を募集します**

**問い合わせ　防災安全課消防担当　23-5144**

消防団員は、地域の安全を守るため、火災や水害などの現場活動や救急救護などに当たる特別職の地方公務員です。

　男女問わず18歳以上の健康な人で、自身の仕事を行いながら、地域の力になりたいという志を持つ人の入団をお待ちしています。地域を守る担い手として、あなたのチカラを貸してください。

**■仕事の内容**

　火災の消火活動、行方不明者の捜索、火災や水害予防の巡回広報活動、災害時の巡回・警戒活動、消火訓練など

**■報酬・費用弁償**

　消防団員の活動に対して報酬と費用弁償（出動手当）が支給されます。

**■補償制度**

　消防団員として活動中に、死亡・負傷や障がいを受けた場合の補償制度があります。

**■福祉共済・火災共済・互助年金制度**

　事故や病気により7日以上入院した場合に、入院見舞金などが支払われる共済制度に、任意で加入することができます。

**■団員の年報酬**

　３万３０００円以上

※役職によって加算されます。

**■費用弁償**

災害の鎮圧・訓練など　1回4０００円

防火査察・点検など　1回2000円

**■退職報奨制度**

　消防団員の長年の活動に対して、退職報奨金が支給されます。

※勤務年数や役職によって加算されます。

■団員の退職報奨金（一例）

|  |  |
| --- | --- |
| 勤務期間 | 金額 |
| 05年以上10年未満 | 200,000円 |
| 10年以上15年未満 | 264,000円 |
| 15年以上20年未満 | 334,000円 |
| 20年以上25年未満 | 409,000円 |
| 25年以上30年未満 | 519,000円 |
| 30年以上 | 689,000円 |

**農産加工や農家レストランを支援します**

**問い合わせ　農林振興課農業経営・水田農業担当　23-7090**

市内の農業者が行う農産加工施設や農家レストラン、農産加工品直売所などの施設整備に対して補助金を交付します。

　申し込み方法など、事前に詳しい要件をお問い合わせください。

※国・県の補助事業を活用する場合は、申請できません。

**■対象者**

　次のいずれかの人や団体

認定農業者

認定新規就農者

農業法人

農林業者3戸以上で構成する団体組織

**■補助対象経費**

製造や製品に関係する機械などを導入するための経費

食品農産加工施設や農家レストラン、農産加工品直売所などの改修や整備に要する経費

※事務用備品、冷暖房設備の経費は補助対象外です。

**■補助額**

　補助対象経費の2分の1以内（上限額１５０万円）

※農家レストランなどの施設整備を含む場合の上限額は、５００万円です。

**■申込方法**

　5月7日～31日に農林振興課または各総合支所地域振興課農林担当へ申し込み

**猫の適正な飼育を心掛けましょう**

**問い合わせ　環境保全課生活環境担当　23-6074**

「猫がほかの家の庭にふんをする」「近所で野良猫が増えて困っている」などの相談が多く寄せられています。

　それぞれの立場で正しい行動を心掛けましょう。

猫を飼っている人は

**■猫は室内で飼育する**

　屋外に出ると、けがや感染症の危険性が高くなります。

**■迷子名札をつける**

　万が一のとき、速やかな身元確認につながります。

**■不妊・去勢手術を行う**

　猫が増えすぎず、マーキングの予防などにも有効です。

**■飼えなくなったときは、新しい飼い主を探す**

　個人の都合で猫を他所へ捨てることは、法令違反です。

**野良猫への餌やりに注意**

　野良猫を思いやることは大切ですが、無責任な餌やりで増加した猫の寿命は、2～4年といわれています。

　餌やりをする場合は、責任ある飼い主として世話をしましょう。